

令和2年度福井高専新型コロナウイルス対策学生支援事業給付金 募 集 要 項

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会情勢等の変化により、学生の生活費や学費等を担っている保護者の収入減、本科4年生以上及び専攻科生でアルバイト等を行っている学生で、収入減等により学費の支払い、食料品、日常生活用品の購入等に困難が生じている場合、また、閉寮等により発生する通学に伴う交通費の補助、遠隔授業における通信費の補助などを目的とし、真に困窮する学生に対し緊急の支援措置として返済を要しない給付金を給付する。

【支援の対象】

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い支援が必要な状態となったと認定される学生。

【対象学生】

本校に在籍する学生で真に支援が必要である学生。

但し、以下の学生は対象としない

- ・科目等履修生、研究生、聴講生、特別聴講学生
- ・国費留学生
- ・政府派遣留学生
- ・その他、生活要支援の状態となったと認定できない学生

【支援の内容】

申請書の内容を基に給付金を支給する。

給付金の額：10,000円もしくは5,000円（ひとり1回限り）

【申請方法】

給付金を希望する者は、別に定める申請書および生活費の状況申出書を以下の提出先へ提出すること。（郵送又は電子メールも可）。

なお、電子メールで申請（申請先アドレスは以下）する場合は、ファイルをパスワードで保護し、本校が配付した学生用のメールアドレスを用い、パスワードについては、別メールにて通知すること。ファイルのパスワード保護ができない場合、問い合わせること。

また、別途この他に支援の必要性を確認するための資料等の提出を求める場合がある。

【申請締め切り】

(第1回) 令和 2年7月22日(水) 持参、郵送、電子メールとも17時必着
(第2回) 未定(予算の状況による)

【給付金学生の決定】

給付金を給付する学生の決定は、申請内容に基づき校長が行う。
決定後は、申請書記載のメールアドレスあてに決定通知書を送付する。

【証拠書類の保存】

給付金の給付が認められた者は、直近3か月の家庭やアルバイト等の収入が減少したことが分かる書類(収入の明細書や振込みが確認できる通帳)、および、家賃を支払っている場合は領収書等、また、通信料が確認できる領収書等、支援の必要性がわかる書類を2020年12月まで手元に保存し、本校が必要と認める場合には写し(無関係な箇所は黒塗り)の提出を求める場合がある。なお、求めに応じない場合は、給付金を返還しなければならない。

【給付金の返還】

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、給付金を全額返還しなければならない。

- (1) 本校の求めに対し、正当な理由なく証拠書類の写しの提出を行わないとき
- (2) 虚偽の申告を行ったことが明らかになったとき
- (3) その他緊急支援の必要が無いことが後日判明した場合

【提出先及び問い合わせ】

〒916-8507
福井県鯖江市下司町
福井工業高等専門学校学生課学生生活係
Email: corona@fukui.kosen-ac.jp

※問い合わせはメールにて受け付け、電話での問い合わせは受け付けません。